

H27 幼稚園保育料（利用者負担）の一部変更について

資料 8 「幼稚園保育料表(案)」第 2 階層について、国基準額が変更される旨の通知が下記のとおりあり、これを受けて市の同階層保育料を変更します。

平成 27 年 1 月 15 日事務連絡

平成 27 年度予算編成における子ども・子育て支援新制度関連予算について

内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室

文部科学省初等中等教育局幼児教育課

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課

抜粋

.....

平成 27 年度予算編成については、平成 26 年 12 月 25 日付け及び平成 27 年 1 月 13 日付けの事務連絡において、その時点で国として提供可能な情報を整理し、お示ししたところですが、1 月 14 日、政府予算案が閣議決定されましたので、改めてその趣旨や概要について御説明するとともに、別添資料 1～3 のとおり、現時点で提供可能な情報を整理し、お示しします。

.....

また、新制度における利用者負担は、国が定める基準を限度として、実施主体である市町村が定めることとなっています。国が定める基準は、平成 26 年 7 月 31 日に開催された第 17 回子ども・子育て会議の資料 2 でお示しした内容を基本としつつ、平成 27 年度政府予算案において、幼児教育無償化に向けた取組（低所得世帯へ支援）として、**1号認定子どもの市町村民税非課税世帯の軽減（9,100 円→3,000 円）を図る**ことを受け、別添資料 2 のとおりとなりました。.....

別添資料 2 「教育標準時間認定の子ども（1号認定）」

及び市幼稚園保育料（案）

階層区分 利用者負担	利用者負担	市保育料
①生活保護世帯	0 円	0 円
②市町村民税非課税世帯 (所得割非課税世帯含む)	9,100円 → 3,000円	3,100円 → 1,100円
③市町村民税所得割課税額 77,100円以下	16,100円	5,900円
④市町村民税所得割課税額 211,200円以下	20,500円	8,000円
⑤市町村民税所得割課税額 211,201円以上	25,700円	9,000円